決算･確定申告 個別相談会 のご案内
～ 所得税･消費税等の決算･確定申告～

当所では、確定申告期の事業主の皆様の決算・申告につき、税の専門家である税理士による個別相談会を開催します。ご希望の方は必ず下記をご確認のうえ、お申し込みください。

当所でのご相談（但し、顧問税理士のいる方は除く）の期間は、原則３月１３日(水)までの平日とし、申込先着順となります。３月は大変混み合うことが予想されるため、ご希望に応じかねることがありますので、当所にてご相談を希望される方は事前にご連絡のうえ、資料等のご準備が整い次第、お早目にお越しください。

【時　間】　午前９時００分～午後４時００分（但し、正午～午後１時を除く）
※１事業所につき１時間までとさせていただきます。

【会　場】　亀山商工会館（亀山市東御幸町３９-８）

【日　程】

２月	１５日(木)	１６日(金)	１９日(月)	２０日(火)
	２１日(水)	２２日(木)	２６日(月)	２７日(火)
３月	１日(金)	４日(月)	５日(火)	７日(木)
	８日(金)	１１日(月)	１２日(火)	１３日(水)

【相談員】　東海税理士会 鈴鹿支部 税理士

【準備物】　決算書、申告書、「確定申告のお知らせ」（ハガキ）、その他必要書類（裏面参照）
※（提出希望の方は追加で）印鑑、本人確認書類（下記の①または②）

【申　込】　相談希望日の前日までに当所（ TEL ８２-１３３１・FAX ８２-８９８７）へ電話または下記申込書をＦＡＸ等にてお申込ください（事前予約制）。
なお、お申込の際は裏面の「ご相談の際の注意事項等」を必ずご確認ください。

【主　催】　亀山商工会議所 中小企業相談所

重 要　＜ 令和５年分確定申告に関する申告書等の提出に係る取り扱いについて ＞

書面での確定申告書等の提出をご希望の方は、当個別相談会で税理士に申告書等をご提出いただくことができますので、下記の①または②の本人確認書類を必ずご準備ください。
ただし、当個別相談会で提出した場合、申告書等に収受印は押印されません。
①マイナンバーカードの表面と裏面の写し
②個人番号通知カード及び身分証明書(免許証等の顔写真の確認ができるもの)の写し
※①または②の書類が無い場合、税理士への申告書等のご提出はできません。
※本個別相談ではｅ-Taxでの申告書等の送信（本人送信・代理送信）は対応できません。

亀 山 商 工 会 議 所　行（FAX 82－8987）

「決算･確定申告 個別相談会」申込書

事業所名		右記の該当箇所に〇印	申告書等のご提出　（ 有 ・ 無 ） 消費税の申告の相談（ 有 ・ 無 ）			
相談者氏名		相談希望日	月　　日（　　）			
		希望時間 ※希望の時間を✔してください。	□	9:00～10:00	□	13:00～14:00
住　所			□	10:00～11:00	□	14:00～15:00
電話番号	（　　）		□	11:00～12:00	□	15:00～16:00

※予約状況により、希望日時の変更をお願いする場合があります。予めご了承ください。
※ご記入いただきました個人情報につきましては、当相談会の開催目的以外には一切使用いたしません。

（表面）

当所での確定申告（所得税・消費税）相談の際の注意事項等

当所にて、所得税のご相談の際に消費税もご相談される場合、下記の書類に加え、消費税額の計算方法の選択等、事前に各自ご準備・ご判断のうえ、お早めにお越しください。書類の不足等があった場合、ご対応致しかねます。なお、当所では、所得税の確定申告のみ、または消費税の確定申告との同時提出の方のご相談は、**３月１３日(水)まで**とさせていただきます。

◆所得税の相談に必要な書類・資料等

①令和５年分の決算書（※事業所得または不動産所得のある方のみ）
②令和４年分の決算書・確定申告書の控え、その他参考となる申告関係書類等
③給与や年金等の所得内容の明細が分かるもの（給与または公的年金の源泉徴収票等）
④適用を受ける所得控除証明書等（社会保険その他各種保険料、医療費、小規模企業共済等）
※医療費控除の適用を受ける方は「医療費控除の明細書」を必ずご準備ください。

【重要】電子帳簿保存制度の適用を受けた方は、その旨を職員や派遣税理士にお伝えください。

◆消費税の相談に必要な書類・資料等

①令和３年分及び令和４年分の申告書・付表の控え、その他参考となる届出書類等
②【簡易課税の適用がない方】令和５年分の課税売上高計算表、課税取引金額計算表等
③【簡易課税の適用を受ける方】令和５年分の課税売上高の事業区分(１～６種)ごとの内訳

インボイス登録を機に課税事業者となった方は、**インボイスへの登録日から令和５年12月末までの期間**で集計してください。※２割特例の適用を受ける方は課税売上高のみ集計ください。

【重要】消費税申告の相談では、必ず事前に納税者様の責任で上記の納税額の計算方法に応じた課税取引金額の集計をお願いします。（当所職員や派遣税理士では対応できません。）

◆所得税・消費税の確定申告書について税務署から申告用紙が送付されない場合がありますので、その場合は代わりに届く**「確定申告のお知らせ」（ハガキ）**を必ず相談時にご持参ください。

＜ご相談の際の留意事項について＞

当所職員または派遣税理士でご対応させていただく決算及び確定申告のご相談について、**所得税は原則として事業・不動産・給与・雑所得から生じる所得のみ**とし、下記の①～⑪にあてはまる方のご相談は対応を致しかねますので、予めご了承ください。

①e-Tax に関する本人送信での申告手続きの代行依頼あるいは税理士への代理送信依頼
②土地や建物を譲渡・交換したことによる所得または損失(※)を申告する方
(※)特別控除等を適用した結果として所得が０円になる方も含みます。
③株式等(仮想通貨含む)を譲渡した所得または損失、あるいは株式等の配当等の所得を申告する方
④上記②、③以外の資産(事業用資産を除く)を譲渡したことによる所得または損失を申告する方
⑤災害や盗難等による資産の損失を申告する方
⑥税理士または税理士法人の関与がある方または会社の役員の方
⑦初めて住宅借入金特別控除の適用を受ける方
⑧事業所得を有する方で前年分の青色申告特別控除前の所得金額が 400 万円を超えている方
⑨消費税の申告をされる方で令和３年分の課税売上高が 3,000 万円を超えている方
⑩贈与税の申告をされる方または所得税の申告にあたり事業資産等で贈与を受けた方
⑪当所の確定申告書等作成支援に関する同意書に同意できない方

当所職員または個別相談会の派遣税理士が対応する確定申告に関する決算・申告・納税等については如何なる場合も一切の責任を負いかねます。必ず申告書のご提出の前に納税者様自身で内容に間違いがないことをご確認のうえ、ご申告の程、お願い致します。

（裏面）